

群馬県立県民健康科学大学利益相反マネジメント規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）の教職員等が産学官連携活動（共同研究、受託研究等）、兼業、その他の社会貢献活動（以下、「産学官連携活動等」という。）を行う場合において、利益相反に係る適切な管理（以下「利益相反マネジメント」という。）を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 本学の教職員（専任に限る。）及び本学の研究活動に従事する研究者（雇用形態等を問わない。）をいう。
- (2) 関連企業等 教職員等がともに産学官連携活動等を行う企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体等をいう。
- (3) 利益相反 狭義の利益相反と責務相反を含むものとする。狭義の利益相反とは、教職員等又は本学が産学官連携活動等に伴って得る利益（研究費、報酬、寄附、知的財産権収入、無償の役務提供、株式等）と、本学における教育及び研究上の責任が衝突・相反している状態をいう。教職員等個人が得る利益と教職員等個人の本学における責任との相反（個人としての利益相反）及び本学が得る利益と本学の社会的責任との相反（組織としての利益相反）とが含まれる。責務相反とは、教職員等が主に兼業活動により関連企業等にも職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

(最高責任者及び統括責任者)

第3条 本学の利益相反マネジメントに関する最高責任者は、学長とする。

- 2 最高責任者は、本学における利益相反マネジメントの体制を整備するものとする。
- 3 最高責任者は、利益相反マネジメントに関する業務を統括する統括責任者を置き、学術国際委員長をもって充てる。

(担当委員会及び審議事項)

第4条 利益相反マネジメントについては、学術国際委員会（以下、「委員会」という。）が以下の各号を審議する。

- (1) 本規程の改廃に関する事項
- (2) 利益相反マネジメントに関する審査に関する事項
- (3) その他必要事項

(利益相反マネジメントの対象)

第5条 利益相反マネジメントの対象は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 教職員等並びに当該教職員等と生計を一にする配偶者又は一親等の親族が当該教職員等に係る関連企業等から報酬（兼業報酬、謝金等）や寄附（金銭、設備・物品等）、知的財産権に係る収入を受ける場合。ただし、一関連企業あたり年間 100 万円未満の場合は除く。
- (2) 教職員等並びに当該教職員等と生計を一にする配偶者又は一親等の親族が当該教職員等に係る関連企業等から株式等（株式が未公開か公開かを問わない。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。以下同じ。）の経済的利益を得る場合。
- (3) 教職員等が当該教職員等に係る関連企業等から無償の役務の提供を受ける場合。

（申し出書の提出）

第 6 条 教職員等は、前条各号のいずれかに該当する場合、又は委員会から求められた場合は、申し出書（様式第 1 号）を委員会に提出しなければならない。

（申し出書の審査及び通知）

第 7 条 委員会は、前条の規定により申し出書の提出があったときは、利益相反行為の可能性の有無及び程度並びに必要な是正措置等について審査を行う。

- 2 委員会は、申し出書を提出した教職員等に対して、前項の審査にあたって必要な説明等を求めることができるほか、利益相反行為の防止等について、指導又は助言等を行うことができる。
- 3 統括責任者は、第 1 項の審査を行ったときは、その結果を速やかに最高責任者に報告するとともに、申し出書を提出した当該教職員等に通知する。

（不服申立て）

第 8 条 前条第 3 項に定める通知（以下「審査結果通知」という。）を受けた教職員等は、その審査結果に不服があるときは、審査結果通知に記載の日の翌日から起算して 3 月以内に、文書により統括責任者に不服申立てを行うことができる。

- 2 委員会は前項の申立てがあったときは、その内容について審査を行い、審査結果を当該教職員等に通知するものとする。

（利益相反相談窓口）

第 9 条 教職員等の利益相反に関する相談を受け付けるため、事務局学生図書企画係に相談窓口を置く。

（秘密の保持）

第 10 条 委員会に関与する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（事務）

第 11 条 委員会の事務は、関係部署と連携して、事務局学生図書企画係において行う。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

